

## 第16回中国犯罪防止及び刑事司法研修を終えて

国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 多田 裕一

アジ研では、平成22年11月16日から12月3日までの間、中華人民共和国司法部、全国人民代表大会常務委員会、最高人民法院、最高人民検察院、公安部から合計16名の刑事司法実務関係者及び中央財経大学法学院から副教授1名の参加を得て、第16回中国犯罪防止及び刑事司法研修を実施しました。主任教官の立場から、その概要と感想を記したいと思います。

本研修の主要課題は、「科学的証拠と刑事司法鑑定」でした。中国では、近時、刑事司法鑑定に関して、鑑定人や鑑定機関についての登録管理制度を実施するなどの新たな改革を行うなど、この分野に対する関心が高まっているといった背景もあり、日本の刑事司法鑑定における運用状況等について最近の知見を提供することによって、中国の実情に合ったより良い解決方法を探求する機会を提供できるものと考えられました。

研修では、まず、研修参加者から、中国での現状や問題点を発表してもらった後、我が国における科学的証拠の収集方法や内容、裁判における扱いについて、警察庁科学警察研究所の研究官や東京地裁検察庁の検事、アジ研の教官が講義を行いました。また、科学捜査研究所や検察庁、裁判所といった、実際の現場の見学も行いました。その後、参加者は、2つのグループに分かれ、鑑定を実施する際に生じる問題点と裁判手続における問題点という2つの異なる視点から、両国の制度の比較や、中国における改善策について討議し、報告書にまとめ、これを発表しました。

研修参加者たちは、刑事司法鑑定に関する日本の法制度や実務について、大変強い関心を持っており、私自身の講義後の質疑応答だけでは飽き足らず、グループディスカッションの際にも、たくさんの質問を発していました。もちろん、見学先においても、実に多くの質疑応答がなされ、熱心にメモを取っていました。

今回の研修を通じて、日本と中国は、裁判の手続の規定や運用において、違っている部分も多々、明らかになりました。それゆえ、日本の方法が、そのま

ま中国において役に立つとは考えられません。しかし、科学的証拠の有用性、そして、それを正しく裁判の結果に反映させていくことの重要性は、両国において変わらないものであり、日本の制度の背景をも理解した上で、中国にとって有益な情報や知識を得ようとする姿勢が印象に残りました。

また、今回の研修においては、駐ロシア大使、駐中国公使等を歴任された渡邊幸治氏から、「日中関係の航跡と課題」と題して、御講義をいただきました。外交官として日中関係に長く関わって来られた方ならではの経験と見識に裏打ちされたお話であり、「両国国民の交流を一層深める重要性を感じた」など、研修参加者からも大変に好評でした。

私自身は、中国語は全く理解できませんし、大多数の研修参加者も日本語や英語を理解できないため、言葉の壁はありました。しかし、研修の最後には、刑事司法鑑定制度に関して知見を深めるに至ったことはもちろん、さらに、日中両国の刑事司法実務者同士が意見を交換し、より良い刑事司法の在り方を求めて、交流を続けることの重要性を共感することができ、意義深い研修になったと思います。